

埼玉大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程（学際系）紀要投稿規程

平成 27 年 5 月 15 日人文社会科学研究科博士後期課程（学際系）部会了承

（名称及び発行）

第 1 条 埼玉大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程（学際系）紀要の誌名は『日本アジア研究』と称し、英語名を *Journal of Japanese & Asian Studies* とする。

2 『日本アジア研究』は、埼玉大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程（学際系）担当教員(以下「担当教員」という。)および博士後期課程（学際系）に在籍する大学院生（以下「院生」という。）等の学術研究成果を発表することを目的とし、原則として年 1 回発行する。

（編集委員会）

第 2 条 『日本アジア研究』発行のための編集業務を担当する編集委員会を設ける。

2 編集委員会は専任の担当教員若干名をもって構成し、互選により委員長を選出する。

（投稿資格）

第 3 条 『日本アジア研究』へ投稿できる者は、担当教員、院生、本研究科博士（学術）学位取得者および名誉教授とする。但し、編集委員会が必要と認め、原稿を依頼した場合は、その限りではない。

2 院生が単位修得済退学した場合、引き続き 3 年間は投稿の資格を認める。

（論文等の掲載の可否）

第 4 条 掲載の可否は、編集委員会が決定する。

2 投稿原稿掲載の可否を決定するに際しては、原則として、編集委員会は編集委員以外の者に査読を依頼することとする。

（不正行為の禁止）

第 5 条 本誌に投稿する論文等は、いずれも他に未発表のものに限る。他の学術雑誌等で投稿済のものの投稿は二重投稿とみなし、本誌での掲載を認めない。

2 投稿論文の研究あるいは執筆において重要な貢献をなしていない者が著者となることはできない。不適切なオーサーシップの疑義があると編集委員会が認めた投稿論文等は、本誌への掲載を認めない。

（経費）

第 6 条 紀要印刷に要する経費は、原則として公費とする。

2 カラー印刷など特殊な印刷を要する場合、その印刷経費は原則として投稿者負担とする。

3 別刷り 30 部までの経費は公費とし、30 部を超える分については投稿者負担とする。

(著作権等)

第 7 条 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載したり，オリジナルを掲載したりする場合，著作権に関わる問題や法令上の手続きは，投稿者があらかじめ処理するものとする。それらについて問題が生じた場合は，その責は投稿者が負うものとする。

2 投稿者は，埼玉大学に対して，当該論文等の印刷，電子的記録媒体（CD-ROM，DVD-ROM 等）への変換・複製，学内外への配布を原則として許諾するものとする。

3 投稿者は，埼玉大学およびこれが委託する機関，埼玉大学附属図書館情報公開システム SUCRA 等に対して，当該論文等の送信可能化・コンピュータネットワーク等での学内外への公開を原則として許諾するものとする。許諾できない場合は，編集委員会に申し出ること。

附則

この規程は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は，平成 19 年 12 月 15 日から施行する。

この規程は，平成 22 年 3 月 4 日から施行する。

この規程は，平成 23 年 4 月 8 日から施行する。

この規程は，平成 25 年 3 月 19 日から施行する。

この規程は，平成 27 年 5 月 15 日から施行する。